

令和2年4月22日

監理団体
実習実施者
試験評価者

の皆様へ

新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める「緊急事態宣言」が発令中の 事務局体制について

「介護技能実習評価試験」試験実施機関
(一般社団法人シルバーサービス振興会)

拝啓 平素より当会の業務運営に際しましては格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関しては、これまでも、政府の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた対応をしているところです。

政府対策本部における「緊急事態宣言」の発令区域も全都道府県に拡大し、全都道府県で緊急事態措置が実施されております。ここまでは「介護技能実習評価試験」の適正かつ円滑な実施に向けて試験実施機関としての事務局運営を維持して参りましたが、感染防止対策をさらに強化する観点から、発令期間中の事務局体制をテレワーク（在宅勤務）に変更することと致しました。

介護技能実習評価試験における関係機関各位におかれましては、ご不便をお掛けすることとなり恐縮ですが、何卒、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

敬具

記

1. 「緊急事態宣言」発令期間中の試験実施機関としての事務局体制について（4月23日～5月6日）

- 「介護技能実習評価試験」の担当職員がテレワーク（在宅勤務）となることから、ご連絡、お問合せにつきましては、メールのみの対応となります。またテレワーク（在宅勤務）の関係上、期間中に対応できない場合や、ご返事等に時間を要す場合がありますことをご承知おき下さい。

2. 「介護技能実習評価試験」の実施について（5月7日～）

- 「緊急事態宣言」が解除された期間（5月7日以降）及び区域においては、「介護技能実習評価試験」は、既に決定している日程にしたがって試験を実施して下さい。ただし、「実習実施者」又は「試験評価者の所属する事業所・施設等」のいずれかにおいて、感染者（濃厚接触者を含む）が発生している場合や感染防止を継続したい等の事由により、試験実施が困難となった場合には、従前のとおり試験日時の変更で対応することとします。
- 「緊急事態宣言」が延長された場合、該当する期間及び区域内で実施予定の「介護技能実習評価試験」については、引き続き延期措置の対応となります。

*なお、前2項における「緊急事態宣言」とは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第32条に基づき発令されたものとし、各自治体の独自の判断で発出された「緊急事態宣言」は含みません。

- 5月15日受検分までの「試験キット」の送付については、「緊急事態宣言」発令に伴う対応として通常よりも早めに郵送しておりますので、当日まで開封せず保管をお願い致します。また「緊急事態宣言」が延長された場合には、開封されていない「試験キット」をそのまま試験実施機関宛てに返送して下さい。

*注 送料についてはご負担いただけますようお願い申し上げます。

3. 試験日時の再調整について

- 延期する場合の日程の再調整につきましては、受検票発行や「試験キット」の送付の都合により「緊急事態宣言」の解除直後は避けていただき、可能な限り6月以降での調整をお願い申し上げます。
また、新規の日程調整につきましても、同様の理由から6月以降での調整をお願い申し上げます。
なお、今後5月15日以前の日程での試験の実施は困難となりますことから、再調整をお願い申し上げます。

以上